



# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境再生課） ..... 1
- 沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（水産課） ..... 2
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課） ..... 2
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） ..... 2
- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） ..... 3

### 告 示

- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課） ..... 3
- 沖縄県平和創造の森公園の利用料金の承認（環境再生課） ..... 3
- 救急病院の告示・2件（医療政策課） ..... 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 4
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） ..... 4
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） ..... 5
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 5
- 基本測量の実施の通知・4件（道路管理課） ..... 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） ..... 6
- 建築主事の所管区域及び業務区分の一部改正（建築指導課） ..... 7

### 訓 令

- 沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令 ..... 7

### 公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 ..... 8

### 選挙管理委員会事項

- うるま市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 ..... 9

## 規 則

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉城康裕

### 沖縄県規則第8号

#### 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

グ業

ゆし

(代表取締役) 上間信作

令和6年2月9日まで

## 選挙管理委員会事項

### **沖縄県選挙管理委員会告示第8号**

当委員会は、令和4年10月2日執行のうるま市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和5年3月24日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山 尚幸

裁 決 書

沖縄県うるま市与那城屋慶名3508番地

審査申立人 伊礼 正

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和4年12月12日をもって提起された同年10月2日執行のうるま市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

#### 主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、令和4年12月1日付けでうるま市選挙管理委員会がなした決定は取り消す。

本件選挙における当選人天願浩也の当選は無効とする。

申立人を本件選挙の当選人であるとの確認を求める申立ては棄却する。

#### 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、令和4年10月17日をもってうるま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年12月1日、この申出を棄却すると決定した。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取り消し、本件選挙の当選人天願浩也の当選を無効とし、次点である申立人を当選人とするとの裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立て書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、当選人天願浩也候補と申立人の得票差が極めて僅差である。本件選挙と同様に得票差が僅差である過去の選挙の際に、開披調査が行われ、当選の効力に異動が生じた前例や最高裁の判決があることから、以下の票について開披再点検を行い、当選の効力の確認を求める。

- 1 天願浩也候補の有効投票
- 2 申立人の有効投票
- 3 伊盛サチ子候補、伊波洋候補及び伊波良明候補の有効投票
- 4 按分された投票のうち、天願浩也候補及び天願久史候補へ按分された有効投票
- 5 無効投票561票のうち、申立人への投票の意思が類推される票
- 6 点字投票

#### 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、適法なものと認め、これを受理した。その後、市委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させ、本件申立ての内容及び最下位当選人と次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求めるとともに、市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、申立人の主張するような票の混入等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審理を尽くした結果は、次のとおりである。

- 1 選挙会の決定

申立人は、令和4年10月2日執行の本件選挙における立候補者であり、同日開催の選挙会（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第79条第1項の規定による開票事務と合同の選挙会をいう。）において得票数874,000票と決定され、天願浩也候補の得票数876,197票に対し、その差2,197

票で当選人と決定されなかったことは記録上明らかである。

## 2 投票の開披点検

当委員会は、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、令和5年2月7日、職権に基づき投票の開披点検を行った。

開披点検の実施方法については、申立人及びその代理人、利害関係者である最下位当選者の天願浩也候補、天願浩也候補の氏名類似者である天願久史候補及びその代理人並びに市委員会の立会いの下に慎重かつ厳正に行つた。

開披点検においては、申立人、天願浩也候補、天願久史候補、伊盛サチ子候補、伊波洋候補及び伊波良明候補の有効投票並びに天願浩也候補及び天願久史候補に按分された有効投票並びに無効投票並びに点字投票の中に、申立人及び天願浩也候補の有効投票とすべき得票の混入及び無効となるべき得票の有無に重点をおいて点検し、疑義があると思われるものをそれぞれ抽出した。

開披点検の結果は、次のとおりである。なお、天願浩也候補及び伊波良明候補の得票並びに天願浩也及び天願久史候補に按分された有効投票並びに点字投票の中には特に疑義があると思われるものはなかつた。

甲（申立人の有効投票から抽出したもの）	1票
乙（伊盛サチ子候補の有効投票から抽出したもの）	1票
丙（伊波洋候補の有効投票から抽出したもの）	1票
丁（天願久史候補の有効投票から抽出したもの）	1票
戊（無効投票から抽出したもの）	2票
計	6票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

## 3 抽出票に対する主な判断基準

抽出票に対しては、以下の判例等の判断基準によつた。

(1) 個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であつても、「公職選挙法第六七条が（前略）投票の効力を決定するに当たつては、公選法第六八条の規定に反しない限り、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している法意に従すれば、当該投票を有効と認定するについては選挙人が候補者の何人に投票したかその意思が投票の記載自体から明認できる場合であることを必要とするものと解すべきである。」（昭和36年9月14日最高裁判決）とされていること。

また、「候補者制度を探る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもつて投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決）であるとされていること。

(2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公職選挙法第六七条が、同法第六八条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたつては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもつて、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかに容認しがたい。」（昭和42年9月12日最高裁判決）とされていること。

(3) 「投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであつて、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。」（平成4年7月10日最高裁判決）とされていること。

(4) 他事記載に関しては、公選法第68条第1項第6号において、候補者の氏名のほか他事（職業、身分、

住所又は敬称の類を除く。)を記載した投票を無効とする旨定めており、他事記載の投票を無効とする趣旨は、「投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」(昭和63年6月30日仙台高裁判決)とされていること。

#### 4 抽出票に対する判断

上記判断基準に基づき、本件の投票(抽出票)の効力について順次検討する。

##### (1) 申立人の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲(1)については、伊礼正(いれいただし)と4文字中3文字が一致しており、不一致である2文字目についても、「デ」と「レ」は同じエ音であることから、記載全体としての音感に類似性があるといえる。また、「イデい」という氏の候補者は存在しない。

なお、氏が「イ」から始まる候補者は、伊盛(いもり)サチ子候補、伊波(いは)洋候補、伊波(いは)良明候補、糸数(いとかず)昌宗候補及び池宮城(いけみやぎ)善伸候補がいるが、字音、字形及び記載全体の音感から、類似性に乏しい。同じく、名に「正」がつく候補者は、神谷秀正(かみやひでまさ)候補及び國場正剛(こくばせいごう)候補がいるが、氏の「かみや」及び「こくば」は「イデイ」と、名の「ひでまさ」及び「せいごう」は「ただし」とは類似性がなく、氏名全体の文字数、字音、字形及び記載全体の音感についても、全く類似性を有しない。

以上のことから、2文字目の「レ」を「デ」と誤記した、申立人の有効投票と解するのが相当である。

##### (2) 伊盛サチ子の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙(1)については、投票用紙を横にして「いれい」と記載された票である。候補者の氏名を、投票用紙を横に記載した票については選挙の自由公正を害せざる限りその投票は有効であり、また、氏又は名が「いれい」で始まる候補者は伊礼正候補のみであることから、同候補の有効投票と解するのが相当である。

##### (3) 伊波洋の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丙(1)については、氏又は名が「いれい」で始まる候補者は伊礼正候補のみであることから、同候補の有効投票と解するのが相当である。なお、各文字の左側に筆跡が確認できるが、筆勢及び運筆等から判断して、無意識的に記載された、又は不慣れな筆の誤りで不用意に付されたものと認められることから、他事記載として無効投票と解することはできない。

##### (4) 天願久史候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丁(1)については、その記載と氏名が一致する本件選挙の候補者はいない。本件選挙の候補者中、氏が「天願」である者として天願久史候補及び天願浩也候補があり、名が「ヒロシ」である者としては伊波洋候補がいる。

氏について、「天願」は、「伊波」と字音、字形から類似性が全く認められないため、「伊波」と書こうとして「天願」と書いたとは考えられない。

また、名について、「ヒロシ」は、伊波洋候補の名と一致し、天願久史候補の「ヒサシ」とは3文字中2文字が一致している一方、天願浩也候補の「コウヤ」とは字音、字形から類似性が認められないことから、「コウヤ」と書こうとして「ヒロシ」と書いたとは考え難い。

名の「ヒサシ」と「ヒロシ」は「サ」と「ロ」の字は異なるものの、その他の字は天願久史候補の氏名と一致していること及び投票記載所の候補者の氏名等掲示には、天願久史候補は「天願ヒサシ」と片仮名で記載されているのに対し、伊波洋候補は「伊波ひろし」と平仮名で記載されていることから、これを全体としてみれば、天願浩也候補及び伊波洋候補の氏名とはあまり近似性がなく、天願久史候補の氏名に著しく近似していると認められる。

したがって、3候補者の氏名を混記した無効の投票と解するよりも、むしろ天願久史候補に投票する意思をもって、名のうちの一宇を記憶を誤って、あるいは表示を誤って記載したものと認め、天願久史候補の有効投票と解するのが相当である。

##### (5) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表戊(1)については、1文字目が「い」又は「り」と判読でき、2文字目と3文字目で「てい」と記載されている。

「いてい」と判読した場合には、氏又は名が「いて」、「いてい」で始まる候補者はおらず、候補者中、伊礼（いれい）正候補は、3文字中2文字が一致しており、不一致である2文字目についても、「て」と「れ」が同じエ音であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

一方、「りてい」と判読した場合、「り」で氏が始まる候補者はおらず、「り」で名が始まる候補者は國吉亮（りょう）候補及び「りき」で通称認定されている喜屋武力（つとむ）候補がいるが、「りてい」と判読した場合は「りょう」及び「りき」とは、字音、字形及び記載全体の音感について類似性がない。

以上のことから、記載全体の類似性からすると、「いれい」と書こうとして「い（又は「り」）でい」と誤記したものとして、伊礼正候補の有効投票と解するのが相当である。

別表戊(2)については、1文字目、3文字目は「イ」として、2文字目はその運筆の具合から「で」として、計3文字で「いでイ」と読むことができる。氏又は名が「いで」「いでイ」で始まる候補者はおらず、候補者中、伊礼（いれい）正候補は、氏が3文字中2文字が一致しており、不一致である2文字目についても、「で」と「れ」が同じエ音であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

以上のことから、2文字目の「で」は「れ」を誤記したものとして、伊礼正候補の有効投票と解するのが相当である。

## 5 申立人及び天願浩也候補の有効投票

以上の検討の結果によると申立人及び天願浩也候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

	申立人	天願浩也候補
有効投票中	2票増	増減なし
無効投票中	2票増	増減なし
計	4票増	増減なし

上記の結果により選挙会において決定された両者の得票数である

申立人	874.000票
天願浩也候補	876.197票

は、修正すべきこととなり、その結果両者の得票数は、

申立人	878.000票
天願浩也候補	876.197票
差	1.803票

となる。

したがって、申立人の得票数は、天願浩也候補の得票数を1.803票上回ることとなるので、市委員会の決定の取消しと天願浩也候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張は理由がある。

なお、申立人は、本件選挙の当選人であるとの確認も求めているが、当委員会は、当選無効の裁決をし、又は選挙会の決定を取り消しうるにとどまり、積極的に当選人を確認する裁決をすることはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年3月17日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当山 尚幸

別表 甲

番号	(1)
投票	<p>こうほしょじやうしめい</p> <p>イ エ ン 正</p>

別表 乙

番号	(1)
投票	<p>こうほしょじやうしめい</p> <p>（） （） （） 水</p>

別表 丙

番号	(1)
投票	<p>こうほしゃしめい</p> <p>ハ れ い</p>

別表 丁

番号	(1)
投票	<p>こうほしゃしめい</p> <p>大 原 ヒロ シ</p>

## 別表 戊

番号	(1)	(2)
投票	こうほしやしきな 候補者氏名  り て い	こうほしやしきな 候補者氏名  ア ズ イ